

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ふくはち
主たる事務所の所在地	〒590-0505 大阪府泉南市信達大苗代765番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 榎本 重敏
設 立 年 月 日	平成15年 3月 3日
電 話 番 号	072-480-2025

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	山中溪デイサービス	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒599-0214 大阪府阪南市山中溪1253-2	
電 話 番 号	072-468-7353	
指定年月日・事業所番号	平成24年 8月 1日 指定	2779501077
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
通常の事業の実施地域	阪南市、泉南市、岬町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時10分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人 内兼務3人
看護職員	常勤兼務 1人、非常勤 1人
介護職員	常勤 5人 内兼務1人、非常勤兼務1人
機能訓練指導員	常勤 3人 内兼務2人、非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 藤田 紀子 関口 智春 伊藤 誠悟
管理責任者の氏名	管理者 藤田 紀子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 (週1回) 要支援1 要支援2 (週1回)	18,465円 (1月につき)	1,847円	3,693円	5,540円
事業対象者 (週2回) 要支援2 (週2回)	37,188円 (1月につき)	3,719円	7,438円	11,156円
事業対象者 (週1回) 要支援1	4,478円(1回につき) (1月の中で全部で 4回までのサービス)	448円	896円	1,343円
事業対象者 (週2回) 要支援2	4,591円(1回につき) (1月の中で全部で 5回～8回までのサービス)	459円	918円	1,377円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制強化 加算(II)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者 (週1回) 要支援1 要支援2 (月4回まで)	739円	74円	148円	222円
		事業対象者 (週2回) 要支援2 (月5回以上)	1,479円	148円	296円	444円
科学的介護推進 体制加算	心身の状況等の基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出している場合		411円	41円	82円	123円
介護職員 処遇改善加算I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		○	92/1000		

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。誕生日や季節行事メニューは追加で200円をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合1枚につき150円、パットは100円の実費をいただきます。
レクリエーション費	レクリエーション費として100円をいただきます(月1回)
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要としますが、食事代キャンセル料は発生します。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日12時以降	予定日の食事代全額
利用予定日の当日	利用者負担金の30%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、3日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日(休日の場合は翌日営業日)に、ゆうちょ銀行の口座より自動引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 池田泉州銀行 泉南支店 普通口座 3028389
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は翌日の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び各市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-468-7353 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	阪南市介護保険課	TEL 072-471-5678
	泉佐野市広域福祉課	TEL 072-493-2023
	泉南市長寿社会推進課	TEL 072-483-8254
	岬町 高齢福祉課	TEL 072-492-2703
	田尻町福祉課	TEL 072-492-2703
	大阪府国保団体連合会	TEL 06-6949-5418

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
(2) 実施年月日(直近実施日)	年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

13. サービスの利用にあたっての留意事項

- サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。
- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
 - (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
 - (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 大阪府泉南市信達大苗代765番地
事業者(法人)名 株式会社ふくはち
代表者職・氏名 代表取締役 榎本 重敏

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名